

交通安全ワンポイントアドバイス

この時期特に注意

飲酒運転は絶対に「しない」「やせない」

年末年始は、人や車の動きが慌ただしくなるとともに飲酒の機会も増え重大な交通事故の発生が懸念されます。皆さん一人一人が、「飲酒運転は絶対にしない、させない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転をなくすための3つの約束

- ①お酒を飲んだら運転しない
- 「少ししか飲んでいないから」「アルコールに強いから」「距離が近いから」など、安易

固危機管理課危機管理係

☎286・3210

- な考えは大きな間違いです。
- ②運転する人にはお酒を飲ませない
 - ③お酒を飲んだ人には運転させない

■飲酒運転者本人

はもちろん、車やお酒の提供者、同乗者にも厳しい罰則が科せられます。※二日酔いや残り酒にも十分注意しましょう。



地域安全ニュース

～みんなであつこう安心安全の町～

年末年始における犯罪や交通事故を防止しましょう

例年、年末年始は、金融機関をねらった強盗事件や車上ねらい、乗り物盗(オートバイ盗・自転車盗)、万引きなどの街頭犯罪が多発します。

また車の利用も増え、交通事故

も増加します。

地域ぐるみで犯罪や交通事故などを未然に防止しましょう。



不審な人物を見かけたらすぐに

「110番」通報を!

固御船地区防犯協会連合会 御船警察署

☎282・1110

かしい消費者

～知って防ごう、契約トラブル～

60歳以上に多い

消費者トラブル

近年、60歳以上の人からの相談内容に変化がみられます。金融商品の「劇場型勧誘」などの不意打ち的な勧誘に関するトラブルが減少する一方で、特に60～70歳代では、アダルトサイトなどのデジタルコンテンツや光ファイバー、携帯電話サービスなどの情報通信関連の相談が増加しています。背景として、通信端末やインターネットを使い、積極的に消費活動をしている、いわゆる「アクティブシニア」の増加が影響していると考えられます。

■相談事例

【事例1】スマホでSNSの無料通話サービスを使っていたが、携帯電話会社の窓口で「スマホを解約してフィーチャーフォンとタブレット端末を契約して使い分ければ料金が安くなる」と勧められた。スマホの電話番号はフィーチャーフォンにMNPで移し、タブレット端末には新たな電話番号が付いた。ところが、タブレット端末では以前利用していたSNSの無料

通話サービスが使えなかった。

【事例2】80歳を過ぎた母親が電話勧誘で、次々に健康食品の契約を結んでいた。最初はA社から、かなりの痛みが取れるなどと言われて20万円の契約を3回結び、約65万円を銀行口座に振り込んだ。するとA社から電話があり、さらに3回契約して約63万円を振り込んでしまった。

この時点でお金がなくなってしまうたのに、今後も40万円以上を支払うことになっている。

～トラブルにあわないために～

情報通信関連のトラブルは内容によって対処法が異なりますので、積極的に情報収集をしましょう。

また、消費者トラブルの解決をうたう事業者による二次被害や、国民生活センターや公的機関をかたる詐欺的な窓口にも気をつけてください。高齢になるほど、電話勧誘販売や訪問販売に関する相談が増加しています。なかには、本人の努力だけでは防ぎようのない巧妙な手口による勧誘を受けることもあります。自分だけで判断せず、すぐに周囲の人や消費生活センターに相談しましょう。

固上益城広域消費生活相談室(危機管理課危機管理係)

☎286・3210